

令和2年10月30日

頌栄短期大学収容定員関係学則変更届
(抜粋)

学校法人 頌栄保育学院

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄								備考	
計画の区分	収容定員の変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ショウエイホイクガクイン 学校法人頌栄保育学院									
フリガナ大学の名称	ショウエイタンキダイガク 頌栄短期大学									
大学本部の位置	兵庫県神戸市東灘区御影山手一丁目18番1号									
大学の目的	神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストを救い主とする信仰に立ち、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉されたフレール級の教育理念を保育に生かした教育・研究・実践を通して、広く神と人に仕える									
新設学部等の目的	収容定員の厳格化に基づき、保育者を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ適正な収容定員とする									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	保育科 計	2年	125人 (150)	年次人	250人 (300)	短期大学士 (保育学)	令和3年4月 第1年次	兵庫県神戸市東灘区 御影山手一丁目18番1号		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計		
	新設	保育科	5人 (5)	3人 (3)	7人 (7)	0人 (0)	15人 (15)	0 (0)	38人 (38)	
		計	5 (5)	3 (3)	7 (7)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	38 (38)	
	既設	該当なし	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
		計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
教員以外の職員の概要	職種			専任		兼任		計		
	事務職員			11人		0人		11人		
	技術職員			0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員			0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	その他の職員			0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	計			11 (11)		0 (0)		11 (11)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	5,482㎡	0㎡	0㎡	5,482㎡				
	運 動 場 用 地	8,421㎡	0㎡	0㎡	8,421㎡				
	小 計	13,903㎡	0㎡	0㎡	0㎡				
	そ の 他	13,698㎡	0㎡	0㎡	13,698㎡				
	合 計	27,601㎡	0㎡	0㎡	27,601㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		7,520.92㎡ (7,520.92㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	7,520.92㎡ (7,520.92㎡)				
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		()	()	()	()	()	()		
		()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
図 書 館		面積 ㎡	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
体 育 館		面積 ㎡	体育館以外のスポーツ施設の概要						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—	
	共同研究費等		650千円	650千円	—	—	—	—	
	図書購入費	—	3,000千円	3,000千円	—	—	—	—	
	設備購入費	—	1,000千円	1,000千円	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次 1,050千円	第2年次 1,050	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、寄附金収入、手数料収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	頌栄短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	保育科	2 年	150 人	0 人	300 人	短期大学士 (保育学)	0.7 倍	昭和25年度	兵庫県神戸市東灘 区御影山手一丁目 18番1号
附属施設の概要		該当なし							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に於ける学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

教育課程等の概要															
(保育科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎 教養 科目	キリスト教学	1前	2			○									
	頌栄学	1後	1				○		1		1				オムニバス
	社会学	2後		2		○						1			兼1
	子どもと人権	2後	2			○						1			兼1
	日本国憲法	2後		2		○									兼1
	心理学	1前		2			○		1						
	生物学	1後		2		○									兼1
	保育と情報	2前		2			○								兼2
	英語Ⅰ	1前	2				○								兼1
	英語Ⅱ	2後		2			○								兼1
	体育（講義）	2前	1			○						1			
	体育（実技）	1後	1					○				1			
小計（12科目）	—	—	9	12	0	—	—	—	2	0	2	0	0	兼7	
専門 教育 科目	教育原論	2前	2			○			1						
	教育社会学	2後		2		○			1						
	保育原論	1前	2			○			1						
	教職・保育職概論	2後		2		○									兼1
	子ども理解と相談援助	2前		2			○					1			
	保育方法論	2後		2		○			1						
	子ども家庭福祉	1後	2			○					1				
	社会福祉概論	1前	2			○					1				
	子ども家庭支援論	2前		2		○									兼1
	社会的養護Ⅰ	1前		2		○					1				
	社会的養護Ⅱ	2前		1			○				1				
	保育の心理学	1後	2			○			1						
	子ども家庭支援の心理学	2後		2		○						1			
	教育心理学	2前		2		○			1						
	子どもの健康と安全	2後		1			○								兼1
	子どもの保健	2前	2			○									兼1
	子どもの食と栄養a	1前	1				○								兼1
	子どもの食と栄養b	1後	1				○								兼1
	特別支援教育・保育概論	1後	2				○					1			兼2 オムニバス
	乳児保育Ⅰ	1前	2			○						1			
	乳児保育Ⅱ	1後	1				○					1			
	子育て支援	2後		1			○								兼1
	音楽Ⅰ	1前		1			○			1					兼6 クラス分け
	音楽Ⅱ	1後	1				○			1					兼9 クラス分け
音楽Ⅲ	2前		1			○			1					兼9 クラス分け	
図画工作Ⅰ	1前	1				○					1			兼1	
幼児体育Ⅰ	2前	1				○					1				
文学	2前		1			○			1						
現代保育・教育問題演習	2通	1				○			4	2	7			クラス分け	
生活と環境	2後		2		○						1				
生活文化	2後		2		○						2			オムニバス	
教育課程の意義と編成	1後	2			○				1						
保育内容総論	1前	1				○			1						
保育内容指導法（健康）	1後	1				○					1				
保育内容指導法（人間関係）	1前	1				○					1				

保育内容指導演法（環境）	1前	1				○				1					
保育内容指導演法（言葉）	1前	1				○				1					
保育内容指導演法（表現）	1前	1				○				1					
キリスト教保育	2前	2			○					1					
保育内容指導演法演習A	1後	1				○			1	1					オムニバス
保育内容指導演法演習B	2前	1				○				2					オムニバス
総合表現	2後	1				○		1		2					クラス分け
キャリアへのアプローチⅠ	1通	1				○		1	1	3					オムニバス
キャリアへのアプローチⅡ	2前	1			○			1		3					オムニバス
教職・保育実践演習（幼） 基礎演習	2後	2				○		2	2	5				兼2	クラス分け
教育・保育基礎実習	1通	2				○		4	2	7					クラス分け
教育・保育基礎実習事前事後指導	1後	1				○		1	2	2				兼2	
教育実習	2通	4						1	2	2				兼2	
教育実習事前事後指導	2通	1				○		1	2	2				兼2	オムニバス
保育実習Ⅰa（保育所）	1後	2						1	2	2				兼2	
保育実習Ⅰb（施設）	1後	2						1	2	2				兼2	
保育実習Ⅰa（保育所）事前事後指導	1後～2前	1				○		1	2	2				兼2	オムニバス
保育実習Ⅰb（施設）事前事後指導	1後～2前	1				○		1	2	2				兼2	オムニバス
保育実習Ⅱ	2前	2						1	2	2				兼2	
保育実習Ⅱ事前事後指導	2通	1				○		1	2	2				兼2	オムニバス
保育実習Ⅲ	2前	2						1	1	1				兼2	
保育実習Ⅲ事前事後指導	2通	1				○		1	1	1				兼2	オムニバス
小計（58科目）	—	40	47	0		—		5	2	7	0	0		兼20	
合計（70科目）	—	49	59	0		—		5	2	7	0	0		兼27	
学位又は称号	短期大学士（保育学）			学位又は学科の分野				教育関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
・基礎教養科目より13単位以上、専門教育科目より49単位以上、合計62単位以上を修得すること。 （履修科目の登録上限：50単位（年間））								1 学年の学期区分				2 学期			
								1 学期の授業期間				15 週			
								1 時限の授業時間				90 分			

（注）

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

(1) 都道府県(兵庫県)内における位置関係の図面



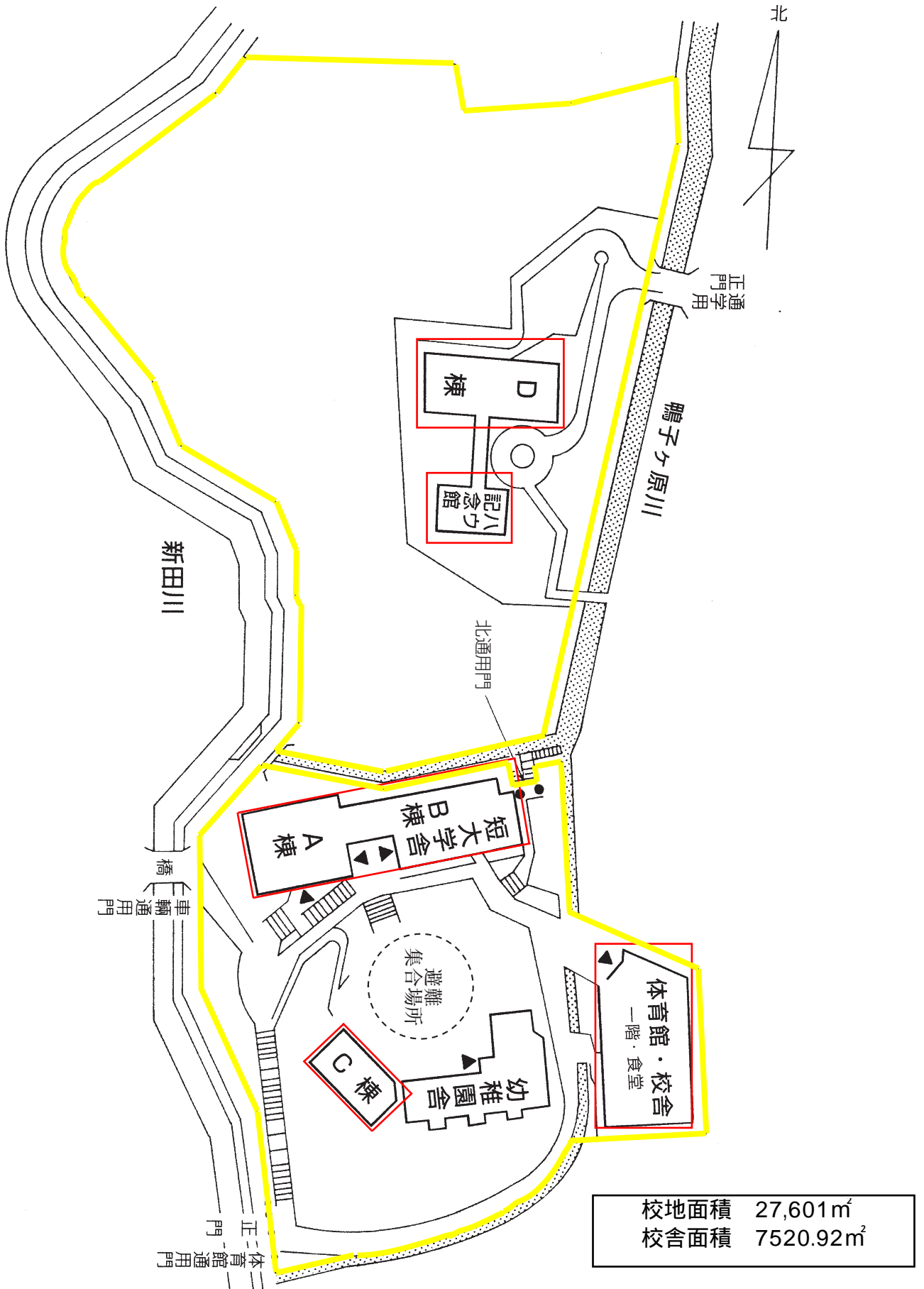
(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所用時間がわかる図面

アクセスマップ



- ※ 阪急神戸線御影駅を西へ、御影北小学校を右折し北へ徒歩10分。
- ※ 阪神本線御影駅山側バス停にて19番乗車、阪急御影駅で下車し、同上。
- ※ JR神戸線六甲道駅から神戸市営バス32系統乗車11分。御影山手で下車徒歩3分。

校舎配置図



各部屋の建物床面積

A棟1階

A図書館最下書庫	88.725
A図書館	204.960
A図書館事務室	16.500
A機械室	28.760
A受水槽	33.150
A女子職員便所	11.187
A男子便所	7.562
A女子便所	27.850
A職員更衣室	23.397
A学生相談室フリールーム	12.923
A学生相談室	14.712
※小計	469.726
Aその他	54.074
A1階計	523.800

A棟中2階(2階)書庫	82.070
--------------------	---------------

A棟2階(3階)

A2大講義室	329.280
A理事長室	13.567
A院長・学長室	17.677
A会議室	30.416
A事務室(総務・会計・宗教部)	30.888
A事務室(教務)	46.482
A応接室1	10.740
Aコンピュータ室	10.350
A2事務倉庫	8.970
A湯沸室	10.462
A2倉庫	10.350
※小計	519.182
A2その他	83.498
A2階計	602.680

A棟計	1,208.550
------------	------------------

**C棟
地階**

C講義室C101	102.28
C事務室	16.28
C湯沸し室	
C倉庫	
C男子便所	
C女子便所	
C倉庫	
Cホール	15.93
Cその他	60.29
C地階計	194.78

1階

C講義室C202	64.00
C保育実習室	64.00
C男子便所	
C事務室	
C女子便所	
C身障者便所	
Cホール	16.61
Cその他	50.80
C1階計	195.41

C棟総計	390.19
-------------	---------------

B棟2階(1階)

B講義室a	92.568
B講義室b	83.888
B進路資料室	28.755
B相談室1	5.463
B相談室2	5.330
B休養室(223)	23.661
B研究室(224)	15.834
B研究室(225)	15.834
B研究室(226)	16.133
B印刷室(227)	24.513
B2倉庫(プライベート)	5.625
B2給湯室	2.511
B2北講師室(作業室・会議室)	20.002
B2南講師室	20.475
B2男子便所	8.374
B2小計	368.966
B2その他	100.274
B2階計	469.240

B棟3階(2階)

B絵画工作室(301)(含準備室)	154.630
B講義室(303)	110.700
B講義室(304)	77.520
Bピア・レッスン室A	74.165
Bピア・レッスン室B	37.765
Bピア・レッスン室C	34.515
Bピア・レッスン室D	73.125
B研究室(306~310)	74.877
B3女子便所	23.180
B3男子便所	12.705
B3機械室	7.450
B3研究室305	14.250
※小計	694.882
B3その他	135.208
B3階計	830.090

B棟4階(3階)

B視聴覚室(401)	193.800
B4実習指導室	22.570
B講義室(404)	110.700
B講義室(405)	119.595
B研究室(406~410)	73.800
B4ロッカー室	35.775
B4女子便所	21.648
※小計	577.888
B4その他	146.322
B4階計	724.210

B棟計	2,023.540
------------	------------------

体育館
体育施設の欄に記入
1階

T小体育室	138.30
T器具庫	16.00
T男子便所	9.76
T男子シャワールーム	4.40
T女子便所	12.65
T職員便所	1.98
T休憩室	6.23
T倉庫(食品庫)	6.00
T機械室	20.48
T空調機械室	14.57
T食堂	323.92
T厨房	35.80
T階段室・廊下	61.60
T1階計	651.69

2階

T玄関	24.12
Tホール	25.45
T研究室	12.12
T更衣ロッカー室	34.75
T女子便所	16.16
T洗面室	6.55
T職員更衣室	17.50
T放送室	7.60
T女子シャワールーム	16.59
T体育館2階	750.83
T器具庫	94.80
T階段室	26.90
T2階計	1,033.37

3階

Tギャラリー(含クラブ)	381.29
T階段室	14.19
T3階計	395.48

体育館計	2,080.54
------	----------

ハウ記念館
講堂欄に記入

1階

H多目的ホール	123.98
H厨房	20.25
H同窓会室	11.03
H便所(男)	6.70
H便所(女)	8.97
Hその他	47.07
H1階計	218.00

2階

H講堂(チャペル)	123.98
H待合室	17.88
Hチャブレン室	11.03
Hその他	45.87
H2階計	198.76

3階

Hギャラリー	41.67
H物入れ	21.67
Hその他	17.88
H3階計	81.22

ハウ記念館計	497.98
--------	--------

D棟

校舎1階

D101会議室	27
D102研究室	37.43
D103教室	48.79
D1書庫	13.41
D1保健室	15.62
D1事務室	19.12
D1談話室	35.76
D1講師室	35.96
D1倉庫1	8.26
D1便所(男女)	30.75
D1廊下その他	133.27
D1階計	405.37

校舎2階

D200教室旧入浴実習	67.74
D201教室	69.66
D202教室	69.3
D203調理実習室	67.59
D204実習室	74.46
D2更衣室(男)	13.39
D2更衣室(女)	27.02
D2倉庫2(自治会・同窓)	8.13
D2倉庫3	10.69
D2女子便所	21.7
D2廊下その他	115.54
D2階計	545.22

校舎3階

D301	68.88
D302	68.88
D303情報処理実習室	91.41
D3倉庫5	13.77
D3便所(男女)	24.3
D3廊下その他	102.29
D3階計	369.53

D合計	1,320.12
-----	----------

総合計	7,520.92
-----	----------

頌栄短期大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 頌栄短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法で定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

2 保育科の教育研究上の目的は、保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に関する規定は別に定める。

(学科及び学生定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育科	125名	250名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第2章 入学、退学、休学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他、相当の年令に達し、高等学校卒業と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学者の選考は、別に定めるところによって行い、可否は教授会において判定する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条による合格者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出す

るとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 正当な理由なしに入学手続を期日までに完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を置くものとする。

- 2 保証人は父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(退学)

第11条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 退学の日付は、学費を既に納めている者については、退学が認められた日とし、学費を未納の者については、学費が納められている学年又は学期の末日とする。
- 3 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、1年を超えることができない。
- 3 許可された休学期間の経過後も休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
- 4 休学し得る期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復学)

第13条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の復学願いを学長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、前期又は後期の各開始日とする。
- 3 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(再入学)

第14条 再入学を志願する者がある時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、審査の上これを定める。
- 3 再入学に関するその他の事項は、別に定める。

(他校への転入学)

第15条 本学から他校への転入学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

- 2 転入学に関するその他の事項は、別に定める。

(除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- (1) 学費の納入を怠り、催促した後もなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第12条第4項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

- 2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(復籍)

第17条 前条第1項第1号により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

- 2 復籍に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、別表第1の通り、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)
- 4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。

(単位数)

第19条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間まで範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、修了研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが必要と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

第22条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学等における履修等)

第24条 本学は、他の大学又は短期大学等の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教授会において教育上有益であると認めた場合に、これを許可することができる。

- 2 他の大学又は短期大学等で修得した授業科目の単位数は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(遠隔授業による修得単位)

第24条の2 第18条第3項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中を含めることができる。

第4章 学修の評価及び卒業等

(学修の評価)

第25条 学修の評価は試験による。試験は学年又は学期の終りにおいて、その履修した授業科目について行う。ただし、教科担当教員は必要に応じて臨時試験を実施することができる。

2 試験（学修の評価）については別に定める。

（卒業の要件）

第 26 条 本学を卒業するためには、別表第 1 に定める授業科目の中から、基礎教養科目 13 単位以上、専門教育科目 49 単位以上、合計 62 単位以上を修得しなければならない。

（卒業）

第 27 条 本学に 2 年以上在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第 28 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士（保育学）の学位を授与する。

（免許等の取得）

第 29 条 本学において取得することが出来る免許状及び資格の種類は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格とする。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第 26 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

3 保育士資格を取得しようとする者は、第 26 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休日

（学年）

第 30 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 31 条 学年を次の 2 学期にわけるとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

（休業日）

第 32 条 本学の休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定されている日

(2) 日曜日

(3) 開学記念日 4 月 21 日

(4) 創立記念日 10 月 22 日

(5) 春季休業日 3 月 18 日から 3 月 31 日まで

(6) 夏季休業日 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

(7) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日に授業等を実施することがある。

また、臨時に休業日を設けることがある。

第 6 章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

（入学検定料等の金額）

第 33 条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表第 2 のとおりとする。

2 入学検定料は受験前の所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

（学費の納入時期）

第 34 条 学費は、前期、後期の 2 期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 選択科目の実習費は、実習時期に応じて納入することがある。

3 特別の事情があると認められる者は、学費の延納又は分納を認めることがある。

4 延納及び分納に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第 35 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第 36 条 休学を許可された者の学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第 37 条 納付した入学検定料、入学金及び学費等は、原則として返還しない。

第 7 章 職員組織

(職員組織)

第 38 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は指名により、副学長を置くことができる。

3 職員組織については、別にこれを定める。

第 8 章 教授会

(教授会の構成、開催の要件等)

第 39 条 本学に教授会を置く。教授会は学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、客員教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。

2 出席教員数が 3 分の 2 に足りないときは、学長は教授会を開くことができない。

3 教授会構成員の 3 分の 1 以上の要請のあるとき、学長は教授会を開かなければならない。

4 教授会は、月 1 回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に教授会を開くことができる。

5 教授会については、別にこれを定める。

第 9 章 専攻科

(専攻科の設置)

第 40 条 本学に専攻科（保育学専攻）を置く。

(目的)

第 41 条 専攻科は、短期大学保育科の基盤の上に、精深な学識、研究能力及び高度な保育実践能力を養うことを目的とする。

(学生定員)

第 42 条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育学専攻	20名	40名

(修業年限)

第 43 条 専攻科の修業年限は 2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第 44 条 専攻科に入学することのできる者は次の 1 号に該当するとともに、2 号又は 3 号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状を有する者

(2) 大学、短期大学又は専修学校（保育専門学校等）を卒業した者

(3) 本学において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(教育課程)

(教育課程の編成)

第 45 条 専攻科の教育課程は、別表第 3 の通り、授業科目を理論系科目及び実践系科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、遠隔授業で履修させることができる。

4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。専攻科の授業科目及び単位数は別表第 3 のとおりとする。

(遠隔授業による修得単位)

第 45 条の 2. 第 45 条第 3 項の授業方法により修得した専攻科の単位は、30 単位を超えない範囲で修了に必要な単位の中に含めることができる。

(修了の要件)

第 46 条 専攻科を修了するためには、2 年以上在学し、別表第 3 に定める授業科目の中から 62 単位以上を修得しなければならない。

(修了)

第 47 条 専攻科に 2 年以上在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

2 学長が修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学士の学位の取得)

第 48 条 専攻科修了者のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たし、かつ大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者には、学士（教育学）の学位が授与される。

(免許状の取得)

第 49 条 前条に該当する者で、専攻科において、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

(入学検定料及び学費)

第 50 条 専攻科の入学検定料及び入学金、授業料等の学費については別表第 4 のとおりとする。

2 入学検定料は所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(専攻科一年次修了の要件)

第 51 条 専攻科に 1 年以上在学し 30 単位以上修得したものについては、教授会の意見を聴き、学長が一年次修了を認定する。

2 専攻科一年次修了に関して必要な事項は別に定める。

(専攻科途中年次入学)

第 52 条 大学改革支援・学位授与機構認定の短期大学専攻科における 1 年次修了者は、専攻科における途中年次への入学を許可することができる。

2 途中年次入学に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(準用)

第 53 条 専攻科に関して、本章に定めるもののほかについては、本学則第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 61 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条を準用する。

第 10 章 長期履修生

(長期履修生)

第 54 条 学習機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を越えて履修し卒業すること、また学納金についても通常の学生とは異なる納入方法をとること

- を希望する者は、教授会において選考の上、長期履修生として許可することがある。
- 2 長期履修生に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生 (委託生)

第55条 第6条に規定する入学資格を有する者で、国、地方公共団体等から派遣されて、特定の授業科目の受講や特定の研究課題についての研究を行なうことを委託された者は、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、委託生として許可することがある。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者のあるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、学期の始めに科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生には、学則第25条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 科目等履修生に関して、本条に定めるもののほか必要なことについては別に定める。

(外国人留学生)

第57条 日本以外の国籍を有し、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。外国人留学生の取り扱いについては別に定める。

第12章 図書館及び乳幼児研究所 (附属図書館)

第58条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の研究、学習に資する。

- 2 図書館及び図書閲覧に関する規定は別に定める。

(附属乳幼児研究所)

第59条 本学に乳幼児研究所を置く。

- 2 乳幼児研究所について必要なことは別に定める。

第13章 公開講座 (公開講座)

第60条 本学の教育・研究を広く公開し、地域社会との連携を推進するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の内容、時期、期間等必要なことは、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第14章 厚生、保健施設 (嘱託医)

第61条 本学に嘱託医を置き、本学教職員及び学生の厚生保健についてその指導を受ける。
(厚生施設)

第62条 本学に学生食堂その他の厚生施設を置く。

第15章 賞罰及び奨学 (表彰)

第63条 学力及び品行において学生として表彰に値する者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第64条 本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたと認められる者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
 - (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者

- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する規程は別に定める。
(奨学)

第 65 条 本学に奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は昭和 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日からこれを施行する。

ただし、この学則施行の日前に入学した者については、なお従前の学則による。

この改正学則は 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日からこれを適用する。

ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日からこれを適用する。

ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

この改正学則は 2020 年（令和 2 年）4 月 15 日からこれを適用する。

この改正学則は 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日からこれを適用する。

2020(R.2)年度学則別表
別表第1

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
基礎教養科目	キリスト教	2		13単位 以上
	頌栄学	1		
	子どもと人権	2		
	社会学		2	
	日本国憲法		2	
	心理学		2	
	生物学		2	
	保育と情報		2	
	英語 I	2		
	英語 II		2	
	体育(講義)	1		
体育(実技)	1			
専門教育科目	教育原論	2		49単位 以上
	教育社会学		2	
	保育原論	2		
	教職・保育職概論		2	
	子ども理解と相談援助		2	
	保育方法論		2	
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉概論	2		
	子ども家庭支援論		2	
	社会的養護 I		2	
	社会的養護 II		1	
	保育の心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学		2	
	教育心理学		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養a	1		
	子どもの食と栄養b	1		
	特別支援教育・保育概論	2		
	乳児保育 I	2		
	乳児保育 II	1		
	子育て支援		1	
	音楽 I		1	
	音楽 II	1		
	音楽 III		1	
	図画工作 I	1		
	幼児体育 I	1		
	文学		1	
	現代保育・教育問題演習	1		
	生活と環境		2	
	生活文化		2	
	教育課程の意義と編成	2		
	保育内容総論	1		
	保育内容指導法(健康)	1		
	保育内容指導法(人間関係)	1		
	保育内容指導法(環境)	1		
	保育内容指導法(言葉)	1		
	保育内容指導法(表現)	1		
	保育内容指導法演習A	1		
	保育内容指導法演習B	1		
	キリスト教保育	2		
	総合表現	1		
	キャリアへのアプローチ I	1		
	キャリアへのアプローチ II	1		
	教職・保育実践演習(幼)		2	
	基礎演習	2		
	教育・保育基礎実習	1		
	教育・保育基礎演習事前事後指導	1		
	教育実習	4		
	教育実習事前事後指導	1		
保育実習 I a(保育所)	2			
保育実習 I a(保育所)事前事後指導	1			
保育実習 I b(施設)	2			
保育実習 I b(施設)事前事後指導	1			
保育実習 II	2			
保育実習 II 事前事後指導	1			
保育実習 III	2			
保育実習 III 事前事後指導	1			

別表第2

項目	金額	備考
入学検定料	30,000円	
入学金	350,000円	入学時のみ
授業料	780,000円	年額
実験実習費	30,000円	年額
教育充実費	240,000円	年額

* 学外実習費は別に徴収する。

別表第3

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
キリスト教保育特論	2		62単位 以上
子どもの権利と社会		2	
保育学研究		2	
保育心理学		2	
社会福祉研究		2	
子ども家庭福祉論		2	
自然研究		2	
体育特論		2	
保育施設経営序論		2	
現代保育・教育問題特論		2	
造形芸術論		2	
データ処理演習		2	
児童文学特論		2	
幼児教育課程特論		2	
子どもの身体表現		2	
子どもの造形表現		2	
子どもと人間関係		2	
子どもと絵本の愉しみ		2	
芸術演習		2	
鍵盤楽器演習		2	
子どもと環境		2	
子どもと健康		2	
特別支援教育・保育総論		2	
子育て支援論		2	
子どもと生活		2	
保育指導法演習		2	
保育実践学習 I		2	
保育実践学習 II		2	
保育実践学習 III		2	
保育研究演習	4		
修了研究	6		

別表第4

項目	金額	備考
入学検定料	20,000円	
入学金	100,000円	入学時のみ
授業料	560,000円	年額
実験実習費	20,000円	年額
教育充実費	200,000円	年額

【注】ただし、本学卒業生(卒業見込みの者を含む)は、入学検定料を半額免除し、入学金及び教育充実費のうち50,000円免除とする。
履修科目によっては、実習費等を別に徴収する。

変更事項を記載した書類

事由

収容定員の厳格化に基づき、保育者を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ適正な収容定員とするため。

変更点

第3条の表中、入学定員の「150名」を「125名」に、収容定員の「300名」を「250名」に変更する。

事由

施行日を明確にするため。

変更点

附則として次の附則を加える。

附 則

この改正学則は2021年（令和3年）4月1日からこれを施行する。

変更部分の新旧対照表

頌栄短期大学学則 新旧対照表

改正案	現 行																
<p>(略)</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="142 572 894 685"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td></td> <td><u>125</u>名</td> <td><u>250</u>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正学則は2021年(令和3年)4月1日からこれを施行する。</u></p>	学科	定員	入学定員	収容定員	保育科		<u>125</u> 名	<u>250</u> 名	<p>(略)</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1081 572 1808 685"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td></td> <td><u>150</u>名</td> <td><u>300</u>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	学科	定員	入学定員	収容定員	保育科		<u>150</u> 名	<u>300</u> 名
学科	定員	入学定員	収容定員														
保育科		<u>125</u> 名	<u>250</u> 名														
学科	定員	入学定員	収容定員														
保育科		<u>150</u> 名	<u>300</u> 名														

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

頌栄短期大学は、学則第3条に定める保育科の入学定員及び収容定員を、令和3年度（2021年度）から次のとおり変更する。

（新）

学科 \ 定員	入学定員	収容定員
保育科	<u>125</u> 名	<u>250</u> 名

（旧）

学科 \ 定員	入学定員	収容定員
保育科	<u>150</u> 名	<u>300</u> 名

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

頌栄短期大学（以下、「本学」という。）は、1889年、アメリカン・ボードの教育宣教師アニー・L・ハウによって開設された現存する日本最古の保育者養成校から始まった。

「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉されたフレーベルの教育理念を幼児に生かした教育・研究・実践を通して、広く神と人にとに仕えること」を建学の精神とし、建学以来、多くの保育者を輩出してきた。

しかしながら、兵庫県の短期大学進学者数の減、及び教育系を目指す進学者数の減は、地元の兵庫県を中心として保育者養成を行ってきた本学の募集状況に影響を及ぼすこととなった。

これにより、収容定員を見直し、収容定員の厳格化に努めることとした。

保育科の募集状況（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））

（単位：人）

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
入学定員	150	150	150	150	150
志願者数	119	132	119	95	124
受験者数	119	132	118	92	121
合格者数	115	131	115	92	121
入学者数	112	127	112	92	116

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。よって、講義、演習等の 1 クラスの受講者が少人数となり、教育の密度がさらに高まることが期待できる。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。よって、教育や履修指導は学生に対してよりきめ細やか指導が可能となることが期待できる。

（3）教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更は行わない。よって、教員一人当たりの学生数が減少し、学生への指導や支援等の対応がさらにきめ細やかにできることが期待できる。

（4）大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。よって、情報機器、ピアノ等の設備がより活用でき、施設もより有効に活用できることが期待できる。

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

保育科の近年の学生確保の状況は（表 1）のとおりであり、オープンキャンパスの参加者数が志願者数に大きく影響している。さらに、志願者数から受験者数、合格者数、入学者数へと繋がる率が高い。オープンキャンパスの参加者数を増やすことにより、学生の確保が可能となるため、令和元年度（2019年度）には令和2年度（2020年度）以降の学生確保に向けて、様々な取り組みに着手した。

（表 1）学生確保の状況

年度 項目	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
オープンキャンパス参加者数 (高校 3 年生) (a)	272	247	201	251
志願者数 (b)	132	119	95	124
志願率 (b/a)	48.5%	48.2%	47.3%	49.4%
受験者数 (c)	132	118	92	121
受験率 (c/b)	100%	99.2%	96.8%	97.6%
合格者数 (d)	131	115	92	121
合格率 (d/c)	99.2%	97.5%	100%	100%
入学者数 (e)	127	112	92	116
入学率 (e/d)	96.9%	97.4%	100%	95.9%

(1) オープンキャンパスへの取組み

オープンキャンパスは、従来、土曜日、夏休みの平日に開催していたが、日曜日にも開催することとし、私立学校の高校生、クラブ活動の高校生、保護者がより参加しやすい環境を整えている。

当日は、学生ボランティアによる施設見学案内、学生による大学生活相談、学生によるイベントや卒業生による学生生活と卒業後の体験談なども、教員による模擬授業、入試相談などと共に実施している。

また、参加者が高校 1 年生から受験を目指す 3 年生に至るため、それぞれの学年に応じたプログラム構成としている。

これらの取組みは、参加者のアンケートでも高評価を得、参加者数の増、志願率の増に繋がっている。

オープンキャンパス以外でも土曜日を中心に本学での入試個別相談会を設定し、個人で来校する高校生へも対応をしている。

(2) 広報活動への取組み

志願者数の増に向けて、大学案内、願書等の資料請求者を増やすため、進学情報誌媒体を増やし、高校生への露出を増やし、さらに、資料請求者をオープンキャンパスの参加に繋げるため、資料請求者全員にオープンキャンパスのダイレクトメールを送付している。

また、本学の認知度を高めるため、130周年記念（2019年）を機に、神戸市バス、市営地下鉄への交通広告に参画している。

(3) 組織的な取組み

本学のみで行っていた高校教員対象の入試説明会を、姫路市でも開催し、より高校教員が参加しやすいよう努めている。また、高校訪問は、教員が中心に行っているが、入試広報室の事務職員体制を見直し、事務職員も積極的に高校訪問をし、高校との情報交換に努めている。

2. 人材需要の動向等社会の養成

保育科は、1889年アメリカン・ボードの教育宣教師アニ・L・ハウによって開設された現存する日本最古の保育者養成校から始まっている。目指す保育の歩みは、子どもたちの「人格の開花」「生命の充溢（じゅういつ）」であり、「子どもをその生命が全面的に満ちあふれるように導くこと、子どもに現れる人間の本質や主体性に気づき、保育に生かすこと」を大切にしている。

保育者の養成校として、保育現場との関係を深め進路支援に活かすため、進路支援室を中心に私立の保育園・幼稚園の各団体の保育者養成校の懇談会等に積極的に参加している。また、実習指導室が実習協力園・施設の園長・所長と実習指導について情報交換の場としている実習懇談会をとおして、就職先としての進路に繋げる機会ともしている。

保育科の学生は、(表2)のとおり、卒業時にはほぼ全員が保育士資格、幼稚園教諭二種免許を取得し、卒業後は多くが保育・教育関連の職に就く。(表3)

(表2) 資格・免許取得状況

区 分	卒業年	平成28年3月 (2016年3月)	平成29年3月 (2017年3月)	平成30年3月 (2018年3月)	平成31年3月 (2019年3月)	令和2年3月 (2020年3月)
	学生定員数		150	150	150	150
卒業生数(a)		157	144	107	124	105
保育士資格	取得者数(b)	151	139	103	122	103
	取得率(b/a)	96.2%	96.5%	96.3%	98.4%	98.1%
幼稚園教諭 二種免許	取得者数(c)	147	134	97	121	101
	取得率(c/a)	93.6%	93.1%	90.7%	97.6%	96.2%

卒業後の人材需要については、(表3)で示す通り、保育所、幼稚園を中心として保育・教育関連の求人件数が多数あり、高い求人倍率で保育・教育現場から求められている。保育・教育関連の就職率については、卒業者数を基に算出しているが、保育・教育関連を志望する学生数を基にすると、100%の就職率である。

(表3) 求人・就職状況

卒業年		平成28年3月 (2016年3月)	平成29年3月 (2017年3月)	平成30年3月 (2018年3月)	平成31年3月 (2019年3月)	令和2年3月 (2020年3月)
卒業者数		157	144	107	124	105
公立保育所	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	6	6	7	8	6
私立保育所	求人件数	463	411	431	371	374
	就職者数	74	43	24	36	18
公立幼稚園	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	0	1	1	4
私立幼稚園	求人件数	196	163	164	165	159
	就職者数	25	14	15	19	9
公立こども園	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	2	0	1	2
私立こども園	求人件数	134	250	293	307	312
	就職者数	22	51	40	34	50
公立福祉施設	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	2	0	0	0
私立福祉施設	求人件数	69	73	84	72	81
	就職者数	5	8	9	7	7
公立学童	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	1	0	0	0	0
私立児童館	求人件数	3	1	3	4	0
	就職者数	0	0	2	0	0
その他保育・ 教育関連施設	就職者数	0	0	1	0	0
保育・教育 関連職計	求人件数	865	898	975	919	926
	求人倍率	6.50	7.13	9.85	8.67	9.65
	就職者数	133	126	99	106	96
	就職率	84.7%	87.5%	92.5%	85.5%	91.4%

公務員	就職者数	0	1	0	0	0
一般企業	就職者数	4	4	1	1	1
進学		15	9	3	7	5
その他		5	4	4	10	3